

否決された議案

【賛成少数で否決された議案】

議案番号	議案名	概要	賛成議員
決議第5号	辻美津子議員に対する辞職勧告決議について	百条委員会で明らかになったように、議会内の議員だけの正当な意思形成活動である議長交代において、相生町自治会長(当時)と関係性を有する言動を行っていたことは、結果として「実体のない恐怖感」や「有形無形の圧力」を議会内に持ち込むこととなったこと、この中心な役割を担っていたと考えられ、このことは、議員として良識に欠ける不適切なものであることから、自らの意思により速やかに職を辞することを勧告する。	安積むつみ、藤本ともこ 桂三発、青山昇武 西山みえ、吉田博康 田中千福、岡幸男
		《反対討論 改津クラブ 小野 欽市議員》辻議員の発言については、警察等によって調査され既に済んだことと認識しており、辻議員本人が考えて行動したのであり、有形無形の圧力に頼って行動したものではない。議員が意思を表し他の議員に賛同を求める行為は政治家として守らなければならないことであるため辞職勧告には当たらないとして反対する。	
		《反対討論 市民クラブ 倉田 寛次議員》「辻美津子議員と倉田寛次議員が同席していた」との決議案の記述については、辻議員はそこにはいなかった。これは虚偽の記述であることから反対する。	
決議第6号	倉田寛次議員に対する辞職勧告決議について	百条委員会で明らかになったように、議会内の議員だけの正当な意思形成活動である議長交代において、相生町自治会長(当時)と関係性を有する行動を行っていたことは、結果として「実体のない恐怖感」や「有形無形の圧力」を議会内に持ち込むこととなったこと、この中心な役割を担っていたと考えられることや同委員会の参考人質疑において答弁を拒否した振舞いは、議員として良識に欠ける不適切なものであることから、自らの意思により速やかに職を辞することを勧告する。	渡辺晃一、岡村武 藤本ともこ、桂三発 西山みえ、吉田博康 岡幸男
		《反対討論 改津クラブ 小野 欽市議員》「相生町自治会長(当時)と関係性を有する行動を行い」との記述については、断定として決めつけることはできない。また、百条委員会の質疑において、当初、答弁を拒否したが、他の質疑に対しては答えており、このような行動を捉えた上で辞職勧告決議に発展することは理解しがたいため反対する。	
決議第7号	村主英明議員に対する辞職勧告決議について	村主英明議員が津高創立百四十周年募金に対して行った寄付は、公職選挙法に違反するものであると考えられ、議員としての最低限の規範意識が欠如し、その自覚に欠けるものであり、政治的道義的責任を免れないことから、自らの意思により速やかに職を辞することを勧告する。	渡辺晃一、岡村武 藤本ともこ、桂三発 西山みえ、田中千福 岡幸男
		《反対討論 市民クラブ 倉田 寛次議員》本人は確かに記念プロジェクトがあり寄付をしたと言っているが、確認を取ったところ一旦は寄付をしたが受付中に本人が申し出て寄付した金額は既に返されたと聞いている。しかし、寄付行為については、罪が消える訳ではなく、本人も深く反省している。まだまだ先のある者であり、ちょっとした不注意のもとで始まったのかなど考えていただければ幸いです。ことから反対する。	
		《賛成討論 県都クラブ 岡 幸男議員》「返してもらったから今違法状態ではない」と議長室で言い切った。返してもらっても、会報に名前が書かれている。それを「返してもらったからそれでいい」「新人議員だから」と言うが、公職選挙法はそんな甘いものではないと考えることから賛成する。	
決議第8号	岡村武議員に対する辞職勧告決議について	岡村武議員は報道によると、コロナ禍にもかかわらず津市幹部職員とゴルフコンペや、政策財務部税務・財産管理担当理事、元幹部職員と会食、この理事に関しては、公共施設事業系廃棄物処理業務委託の担当理事で、その業務の大半を占めているのが岡村武議員の親族が経営している会社である。このような行動は、市民に疑惑を与える事につながり、津市議会の信用を大きく失墜させることから辞職を勧告する。	長谷川幸子、伊藤康雄 大野寛、村主英明 川口和雄、村田彰久 辻美津子、倉田寛次
		《反対討論 一期一会 桂 三発議員》「報道によると」と記載があるが、パソコンを見ただけで自分で確認もせず辞職勧告を出すのは暴力すぎる考え方だと思う。また、税務・財産管理担当理事は、公共施設事業系廃棄物処理業務の担当と書いてあるが、調べたところ業者を決めるのは環境部であって、税務・財産管理担当理事ではない。この決議は、あたかも不正があったかのような憶測に基づいて、事実もない、根拠もない決議を行うのはいかがなものかと考えることから反対する。	
		《反対討論 県都クラブ 岡 幸男議員》今回、百条委員会が設置されるほど大きな問題となり職員がたくさん処分された。これに関して議会が何も動かず、おとがめなしで終わるのは市民に申し訳ない。辞職勧告決議の案を出すことで、市民に津市議会の使命を、このように決着をつけたと出たかった。しかし、岡村武議員に対する決議案は、自分たちに出された決議案に対する報復決議案である。こんなことが許されていいの。また、あたかも行政が不正に業務委託をしているという疑いを市民に持たせてしまうような決議案であることから反対する。	

